（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をパキスタン・イスラム共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十年三月三十一日にイスラマバードで

パキスタン・イスラム共和国

経済・統計省経済担当次官　ハリーム・ファザル・シブテン

パキスタン・イスラム共和国駐在

日本国特命全権大使　渥美千尋閣下

○厚生労働省告示第百九十八号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十三条第一項、薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条及び第六十条並びに薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百九十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月二十日から適用する。ただし、同月十九日までに検定の申請のあるものに係る手数料、検定基準及び試験品の数量については、なお従前の例による。

平成二十二年四月十九日

厚生労働大臣　長妻　昭

1の生物学的製剤の表乾燥ＢＣＧ膀胱内用（コンノート株）の項中「319,600円」を「112,100円」に、「32本」を「25本」に改め、同表乾燥ＢＣＧ膀胱内用（日本株）の項及び乾燥ＢＣＧワクチンの項を次のように改める。

乾燥ＢＣＧ膀胱内用（日本株）	112,100円	小分製品につき内容量が液状製剤として0.5mL又は1mLに相当する量であるとき。 23本
乾燥ＢＣＧワクチン	112,100円	1　小分製品につき内容量が液状製剤として0.15mLに相当する量であるとき。 40本 2　小分製品につき内容量が液状製剤として0.5mL又は1mLに相当する量であるとき。 23本

2の生物学的製剤の項乾燥ＢＣＧ膀胱内用（コンノート株）の目中「3.4.8並びに」及び「3.3.6及び」を削り、同項乾燥ＢＣＧ膀胱内用（日本株）（中間段階）の目を削り、同項乾燥ＢＣＧ膀胱内用（日本株）（最終段階）の目中「（最終段階）」を削り、同項乾燥ＢＣＧワクチン（中間段階）の目を削り、同項乾燥ＢＣＧワクチン（最終段階）の目中「（最終段階）」を削る。

○厚生労働省告示第百九十九号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の五の項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月十九日

厚生労働大臣　長妻　昭

「スリランカ　台湾　ブータン」を「スリランカ　大韓民国」に、「イリノイ州、テキサス州、ペンシルバニア州及びミネソタ州」を「ペンシルバニア州」に、「スウェーデン」を「スウェーデン　スペイン」に、「タジキスタン」を「タジキスタン　ドイツ」に改め、「（ドゥ・セーブル県を除く。）」を削る。

○農林水産省告示第六百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年四月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　秋田県仙北市西木町桧木内字長戸呂二一〇、二一一、五〇三から五〇八まで、五一〇、五一一、五一六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字長戸呂二一一・五〇五・五一〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び仙北市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年四月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　秋田県鹿角市八幡平字田の沢三六、四〇の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字田の沢三六、四〇の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年四月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市深沢字深沢一七

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年四月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市矢島町元町字御嶽七の二、八の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）